

(案)

第4次地域管理経営計画書

(下越森林計画区)

計画期間 自 平成22年4月1日
至 平成27年3月31日

関東森林管理局

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を推進してきたところである。管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、事業の民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等により事業実施体制の効率化を推進するとともに、一般会計繰入を前提とした会計制度や、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど財政の健全化など国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてきたところである。

平成13年度には、森林・林業基本法に基づき森林・林業基本計画が策定され、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念として施策を計画的に推進してきたところである。

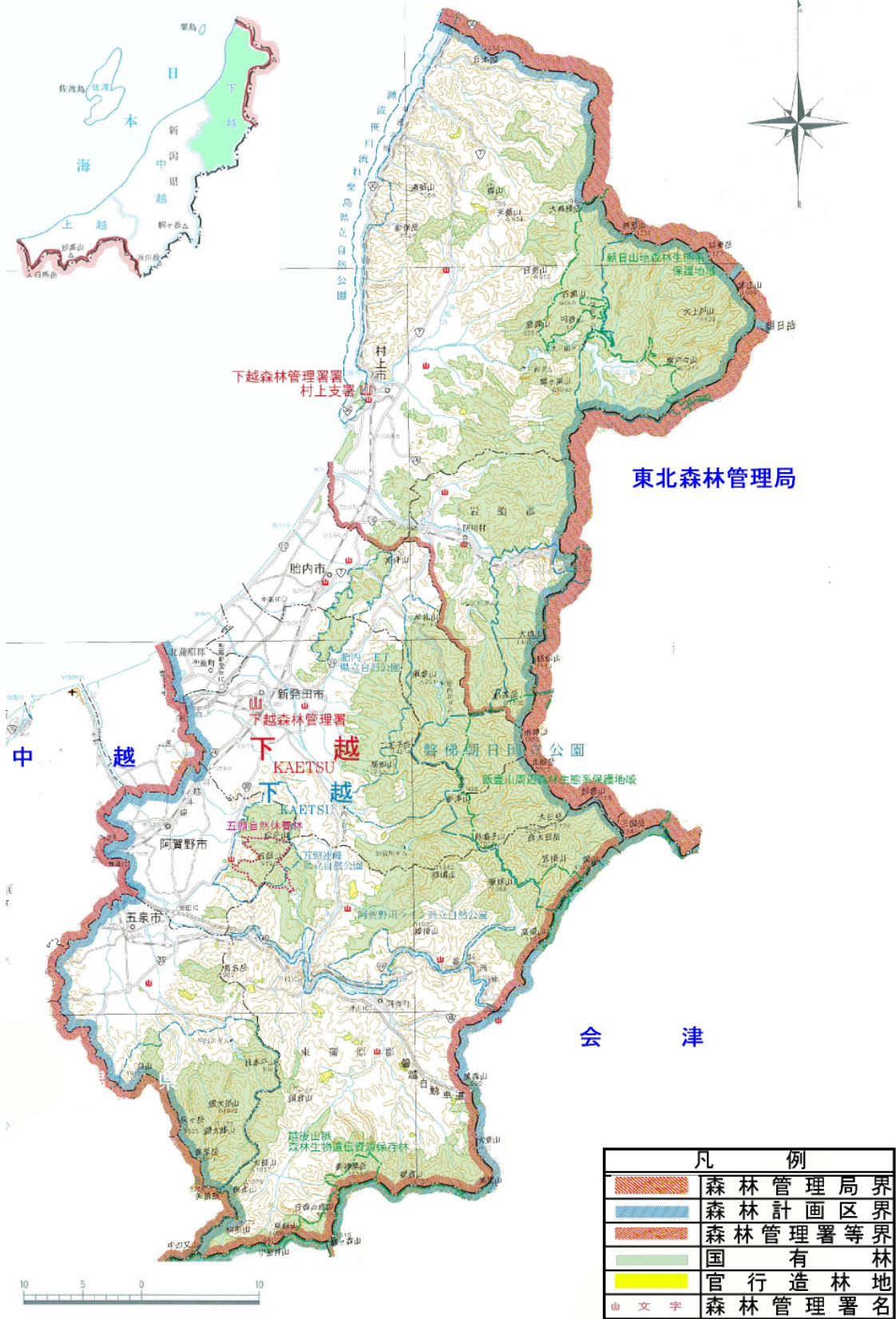
また、その後の森林及び林業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、利用可能な資源の充実、森林に対する国民の要請の多様化、木材需要構造の変化等に対応するため、平成18年9月に新たな森林・林業基本計画が策定されたところである。

このような中で、平成20年12月には、国有林野の管理経営の基本方針を明らかにする「国有林野の管理経営に関する基本計画」が新たに策定され、①公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進、②森林の流域管理システムの下での管理経営、③国民の森林としての管理経営、④地球温暖化防止対策の推進、⑤生物多様性保全を進めていくこととしている。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、関東森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の下越森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、下越森林計画区における国有林野の管理経営は、この計画に基づき、関係行政機関と連携を図りつつ、地域住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

下越森林計画区の位置図



凡 例	
	森林管理局界
	森林計画区界
	森林管理署等界
	国 有 林
	官 行 造 林 地
	山 文 字
	森林管理署名

目 次

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
1 国有林野の管理経営の基本方針	1
(1) 計画区の概況	1
(2) 国有林野の管理経営の現況・評価	2
ア 計画区内の国有林野の現況	2
イ 主要施策に関する評価	4
① 伐採量	4
② 更新量	4
③ 保護林・緑の回廊	5
④ レクリエーションの森	5
(3) 持続可能な森林経営の実施方向	6
ア 生物多様性の保全	6
イ 森林生態系の生産力の維持	7
ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	7
エ 土壌及び水資源の保全と維持等	7
オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	8
カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な 社会・経済的便益の維持及び増進	8
キ 森林の保全と持続可能な経営のための 法的、制度的及び経済的枠組	8
(4) 政策課題への対応	9
2 機能類型に応じた管理経営に関する事項	10
(1) 機能類型毎の管理経営の方向	10
ア 水土保全林における管理経営に関する事項	10
① 国土保全タイプ	11
② 水源かん養タイプ	11
イ 森林と人との共生林における管理経営に関する事項	11
① 自然維持タイプ	11
② 森林空間利用タイプ	12
ウ 資源の循環利用林における管理経営に関する事項	12
(2) 地域ごとの機能類型の方向	13
ア 三面川・荒川地区	13
イ 胎内川・加治川地区	15
ウ 阿賀野川地区	16
3 流域管理システムの推進に必要な事項	17
4 主要事業の実施に関する事項	18
(1) 伐採総量	18
(2) 更新総量	18
(3) 保育総量	18
(4) 林道の開設及び改良の総量	18

II	国有林野の維持及び保存に関する事項	19
1	巡視に関する事項	19
	(1) 山火事防止等の森林保全管理	19
	(2) 境界の保全管理	19
	(3) 入林マナーの普及・啓発	19
2	森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項	19
3	特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項	20
	(1) 保護林	20
	ア 森林生態系保護地域	20
	イ 森林生物遺伝資源保存林	21
	ウ 林木遺伝資源保存林	21
	エ 植物群落保護林	21
	オ 郷土の森	21
	(2) 緑の回廊	22
4	その他必要な事項	23
	(1) ツキノワグマによる剥皮（樹皮剥ぎ）に関する事項	23
	(2) その他	23
III	林産物の供給に関する事項	24
1	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	24
2	その他必要な事項	24
IV	国有林野の活用に関する事項	25
1	国有林野の活用の推進方針	25
2	国有林野の活用の具体的手法	25
3	その他必要な事項	26
V	国民参加による森林の整備に関する事項	27
1	国民参加の森林に関する事項	27
2	分収林に関する事項	27
3	その他必要な事項	27
	(1) 森林環境教育の推進	27
	(2) 森林の整備・保全等への国民参加	28
VI	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	29
1	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	29
	(1) 林業技術の開発	29
	(2) 林業技術の指導・普及	29
2	地域の振興に関する事項	29
3	その他必要な事項	29

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 計画区の概況

本計画の対象は、新潟県の北部に位置する下越森林計画区*内の国有林野146千haであり、当森林計画区の森林面積の48%を占めている。

当計画区は、三面川、荒川、胎内川、加治川、及び阿賀野川等の河川が西流し日本海に注いでおり、国有林野は主に三面川、胎内川、加治川及び支流の源流部等の重要な水源地帯に位置している。

林況*は、林地面積の87%がブナやミズナラなどを主とする天然林、13%がスギを主とする人工林である。また、山形県境の朝日山地や飯豊山地では、急峻な地形と多雪の影響を受け雪崩の発生地が多く、高木性の樹木が生育できないことからミヤマナラ等の自然低木林や草地となっており、43千haが岩石地に区分されている。

当計画区内は、海岸から中山間地、奥地山岳地帯まで非常に変化に富んだ森林形態が見られる。

豊かな森林景観等を背景に、「磐梯朝日国立公園」や「鳴海山」、「鈴ヶ滝」、「俎倉山」、「御神楽岳」、「土井」各県立自然環境保全地域、「瀬波笹川流れ栗島」、「胎内二王子」、「五頭連峰」、「阿賀野川ライン」、「奥早出栗守門」各県立自然公園等が指定されている。

また、水源かん養保安林*が国有林野面積の84%に達し、下越地方の生活用水や農業用水などの水がめとして重要な役割を担っているほか、奥地山岳地帯については本格的な登山、都市近郊にあっては、登山、散策、スキー、森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として四季を通じて多くの人々に利用されている。

日本海沿岸のアカマツ、クロマツの海岸林は、防風や飛砂防備、保健保安林等に指定され、地域社会を守ると同時に地域住民のいこいの場としても利用されている。

木材加工業は、村上市北部の旧山北町周辺で発達してきたものであり、現在でも手入れの行き届いたスギ人工林資源を有しており、「にいがたスギブランド材」の安定供給基地として期待されている。

*【下越森林計画区】

全国では158の森林計画区があり、新潟県では、上越、中越、下越、佐渡の4森林計画区に区画されています。

*【林況】

樹種、樹高、下層植生（森林の下層に生育している低木や草本類）の状況など、現在の森林の様子。

*【保安林制度】

保安林制度は、森林の有する水源のかん養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の公益的機能を特に発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図ることによって目指す機能の維持増進を図り、公益的機能を達成しようとするものです。

(2) 国有林野の管理経営の現況・評価

ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（平成21年3月31日時点）は、人工林を中心とする育成林が16千ha（育成単層林*13千ha、育成複層林*3千ha）、天然生林*が86千haとなっている。

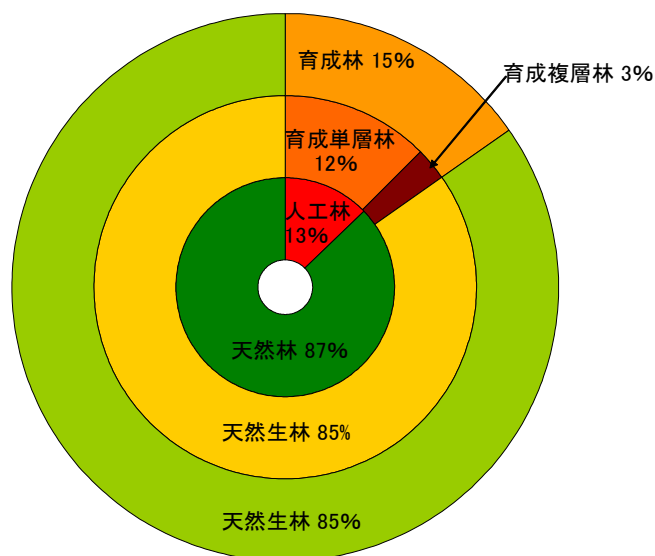
（図-1-1、図-1-2参照）

主な樹種別の材積をみると針葉樹ではスギ2,190千m³、アカマツ520千m³、広葉樹ではブナ3,360千m³、ミズナラ360千m³、その他広葉樹が4,120千m³となっている。

（図-2参照）

人工林について見ると、齢級構成では図-3のとおりであり、間伐適期である7齢級から10齢級が6割と大半を占める一方、12齢級以上の林分も1割となっている。

図-1-1 人工林、天然林及び林種の区分（面積比）



※【育成単層林】

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為（植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育作業）により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）が行われている森林。

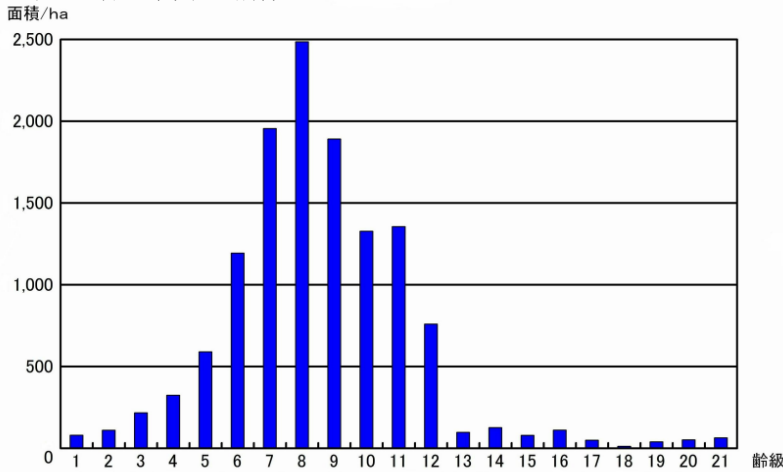
※【育成複層林】

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業との関係上一時的に単層となる森林を含む。）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）が行われている森林。

※【天然生林】

主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業（天然生林施業）が行われている森林。

図－3 人工林の齢級*構成



イ 主要施策に関する評価

前計画の平成17年度～平成21年度における当計画区での計画と主な施策は次のとおりとなっている。

① 伐採量

間伐*は、地球温暖化防止対策に資する森林整備の推進を図るため積極的に実行したが、これまで間伐を実施していない林分を優先したため、材積は計画より低位に止まった。

また、主伐*は、地域における木材の安定供給を図るため、育成単層林の皆伐を主に計画したが、分収林契約期間満了となる箇所について、契約期間延長のため、計画量を下回る結果となった。

(単位：材積 m^3)

	全 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	62,998	67,737 (940ha)	58,623	66,441 (1,442ha)

注) () は間伐面積である。

② 更新量

皆伐、複層伐箇所の新植による確実な更新*を図るとともに、天然力を活用したぼう芽更新、天然下種2類更新を計画したが、計画期間の後半に実行した主伐箇所の更新が、次期計画に送られることから造林面積は減少した。

また、天然更新については、過去に天然更新を行った箇所が本計画期間中に更新完了したものを含むため、実績が上回る結果となった。

※【齢級】

林齢（樹木の年齢）を5年の幅にくくったものの。

1 齢級は、1～5年、
2 齢級は、6～10年、
10 齢級は、46～50年
などとなります。

※【間伐】

森林の育成過程で密度が高い林の木の間引き、残した木の成長や形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採のことです。

※【主伐】

更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、70%以内の伐採率で伐採する漸伐、30%以内（人工林は40%以内）で繰り返し抜き伐りする択伐、複層林造成のために行う複層伐などがあります。

※【更新】

主伐に伴って生じるものであり、植栽による人工造林、天然力を活用し種や根株からの芽生えにより森林を育成する天然更新があります。

(単位：ha)

	全 計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更 新	99	26	71	44

③ 保護林・緑の回廊*

全ての保護林について、現状を把握するため継続的にモニタリング調査を実施しており、その結果、全域にわたりカシノナガキクイムシ被害*によるナラ枯れが進行している状況であった。

また乙アカマツ林木遺伝資源保存林においては、松くい虫防除対策として伐倒駆除や薬剤散布を継続実施したところである。その他の保護林については、自然の推移に委ね管理してきている。

緑の回廊については、引き続き現状維持できるよう管理することを基本としつつ人工林については、間伐等を計画的に実行した。

(単位：面積 ha)

保護林の種類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面 積	箇所数	面 積
森林生態系保護地域	2	37,006	2	37,006
森林生物遺伝資源保存林	1	2,009	1	2,009
林木遺伝資源保存林	6	36	6	36
植物群落保護林	3	223	3	223
郷土の森	2	414	2	414
計	14	39,687	14	39,687

注) 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

(単位：延長 km、面積 ha)

名 称	前計画期首		前計画期末	
	延 長	面 積	延 長	面 積
緑の回廊越後線	21	3,476	21	3,476
鳥海朝日・飯豊吾妻 緑の回廊	46	6,698	46	6,698
計	67	10,175	67	10,175

注) 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

④ レクリエーションの森*

自然観察教育林、風景林、風致探勝林、自然休養林については、駐車場や遊歩道、一部には野営場や園地等も整備されていることから、春の新緑、秋の紅葉時期は登山者や家族連れで賑

※【保護林】

P20 以降具体的に説明

※【緑の回廊】

P22 以降具体的に説明

※【カシノナガキクイムシ】

体長 5mm 程度の甲虫。カシ類、シイ類、ナラ類等の樹幹に芽入し、虫体に付着したナラ菌により樹木を枯死させます。

1980 年以降日本海側の地域においてナラ類の枯死が発生し、激しい被害が続いています。

※【レクリエーションの森】

優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に設定し、国民の皆さんに提供しています。

わい、夏は小中学生のキャンプや林間学校等に利用されている。

森林スポーツ林や野外スポーツ地域については、公園や広場、野営場、冬期はスキー場としての整備がなされていることから、スポーツや憩いの場として四季を通じて利用されており、年間約 14 万人が訪れている。

(単位：面積 ha)

種 類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面 積	箇所数	面 積
自然観察教育林	6	418	6	418
森林スポーツ林	2	122	2	122
野外スポーツ地域	4	554	4	554
風景林	3	44	3	44
風致探勝林	2	104	2	104
自然休養林	1	1,851	1	1,851
その他レクの森施設敷	28	30	28	30
計	46	3,122	46	3,122

注) 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

(3) 今後の管理経営の考え方 (持続可能な森林経営の実施方向)

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分^{*}や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオールプロセス^{*}に属しており、この中で国全体としての客観的に評価するため7基準(54指標)が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針に整理すると次のとおりとなる。

ア 生物多様性の保全^{*}

(取組内容)

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、間伐の推進等により森林の健全性を確保するとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 人工林の群状・帯状択伐による針広混交林化
- ・ 保護林及び緑の回廊の設定・保全

^{*}【機能類型区分】

P10 以降具体的に説明

^{*}【モントリオールプロセス】

欧州以外の温帯林を対象に森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的な取組です。

^{*}【生物多様性】

生物多様性条約によれば「生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性(遺伝的多様性)、種間の多様性(種多様性)、及び生態系の多様性(生態系多様性)を含むものである」と記されています。

- ・ 希少猛禽類（イヌワシ）生息域の森林における餌場の創出、モニタリング等
- ・ 希少猛禽類（オオタカ）生息域でのマツクイムシ防除対策に係る薬剤散布の実施上の配慮

イ 森林生態系の生産力の維持[※]

（取組内容）

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 一定林齢に達した人工林の徹底的な間伐を推進
- ・ 主伐後の的確な植栽又は天然力を活用した天然更新
- ・ 計画的な伐採量の維持
- ・ 効率的な木材生産を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

（取組内容）

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病害虫や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 山火事を防止するための巡視の実施
- ・ お幕場、乙地区など地域に密着した親しみのあるマツ林保全のため、マツクイムシ防除対策の継続実施
- ・ 瀬波地区では、マツクイムシ被害により激減したマツ林の復活を推進

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

（取組内容）

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源のかん養[※]のため、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる機会の縮小や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 伐期の長期化により長期的にみて裸地状態の面積を縮小
- ・ 沢沿い、急斜地等における皆伐の回避
- ・ 伐採跡地の的確な更新の確保

※【森林生態系】

森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質とエネルギーのやり取り（光合成など）、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

※【水源かん養機能】

森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、山地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流量を減少させる機能です。

豪雨時、融雪時等の増水時に流量ピークを下げる洪水調節機能と、渇水時の流量を平常の状態に近づけさせる渇水緩和機能とによって、洪水の防止及び水資源の確保に寄与します。

- ・ 下層植生の発達を促すため間伐を推進
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに木材利用を推進する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 造林、間伐等の森林整備の推進
- ・ 木材利用の推進

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ 三面川上流の天然林や「椽平さくらの里」、「瀬波夕日の森」を森林づくり活動のフィールドとして提供
- ・ レクリエーションの森の設定と利用促進
- ・ 木材の計画的な生産

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

(取組内容)

ア～カに記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング^{*}等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター」^{*}の設置や計画策定に当たっての意見聴取
- ・ 関東森林管理局のHP^{*}等の充実による情報発信
- ・ 保護林や緑の回廊のモニタリングや森林調査の着実な実施

^{*}【モニタリング】

あるものの実態・状態を継続的に観測・観察することです。

^{*}【国有林モニター】

国有林野に関心のある国民の皆さんへ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換を通じていただいたご意見・ご要望等を管理経営に活かすための制度です。モニターは公募により選定。

^{*}【ホームページアドレス】

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
安全・安心	<p>【流域保全】 平成 10 年に発生した集中豪雨により甚大な被害をもたらしたことから、下流域の災害防止や荒廃した溪流等について、山形県境～荒川流域：14 箇所の溪間工・山腹工、83ha の森林の整備、荒川流域：41 箇所の溪間工・山腹工、173ha の森林の整備、阿賀野川流域：104 箇所の溪間工・山腹工の設置</p> <p>【水土保全機能の維持】 水土保全林約 55,000ha のうち約 4,300ha で森林整備（間伐）を計画。</p>
共 生	<p>【生活環境保全】 瀬波地区で村上市瀬波温泉等を保全する海岸林において約 80ha の森林整備、お幕場地区で約 170ha の森林整備と松くい虫被害対策を計画。</p> <p>【ふれあい】 学校等と連携した森林環境教育を推進</p> <p>【貴重な森林の保全・整備】 緑の回廊内で林相改良のため約 200ha の森林整備（間伐）を計画。</p>
循 環	<p>【木材の供給】 分収林の主伐、増大する間伐に伴う木材の供給を行う。</p> <p>【森林資源の適切な整備】 森林整備の実施とともに、効果的、効率的な森林整備を行うため 22km の路網の整備を計画。</p>
地球温暖化 防 止	<p>育成林約 15,000ha のうち約 4,400ha の間伐を実施、天然生林*約 100,000ha のうち 95%にあたる 95,000ha を保安林として保全。</p>

*【本項に係る天然生林面積】
左記の天然生林は、P2で説明した天然生林に加え岩石地や草生地など、林地として集計しない区分の土地を含めたものとしています。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源のかん養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森づくり等の面で多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画と整合に留意し、国有林野を国土の保全や水源のかん養を重視する「水土保持林」、豊かな生態系の維持・保存や保健・文化・教育的な利用を重視する「森林と人との共生林」及び木材の安定的、効率的な供給を重視する「資源の循環利用林」の3つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。

なお、森林性猛禽類*の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、全ての機能類型において、関係者の協力を得るなどによりイヌワシ、クマタカ、オオタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、有識者等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、希少野生生物の生息、生育が確認されている地域で森林施業等を予定する場合、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」において、施業を行う場合の留意点又は施業を取り止めること等について専門家の立場からの意見を聴取し、よりの確な保全策を講ずることとする。

ア 水土保持林における管理経営に関する事項

水土保持林においては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害*による環境の悪化の防備又は国民生活に必要な良質で安定した量の水の供給に係る機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

水土保持林については、次のとおり国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では水土保持林 54,959ha（国土保全タイプ 19,177ha、水源かん養タイプ 35,782ha）としていたが、今回の計画では下表のとおりとしている。これは、国土交通省へ砂防えん堤用地として所管換したものが一方、資源の循環利用林に区分していた分収林の契約期間が満了した箇所について、

*【猛禽類】

肉食性のタカ目、フクロウ目の野鳥。

猛禽類は生態系の食物連鎖の頂点に位置する肉食鳥類であり、もともと個体数が少ないが、開発や環境汚染などで繁殖率が低下しています。

食物連鎖の頂点に位置する猛禽類の生息環境を保全することは、森林全体の生物多様性を保全することにつながります。

*【気象害】

風、潮、霧など気象要素によって発生する被害です。

森林の有する機能を再評価した結果、水土保持林に区分の見直しを行ったものである。管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

① 国土保全タイプ

国土保全タイプについては、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林若しくは、樹高が高く遮蔽能力が高い森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

② 水源かん養タイプ

水源かん養タイプについては、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠層*で構成される森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとし、これらの条件を維持できる範囲内で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

*【樹冠】

樹冠とは、樹木の上部、枝や葉の集まった部分。一般に、針葉樹は円錐形、広葉樹は球形やほうき形になりますが、周囲の影響によって変わります。

水土保持林の面積

(単位：ha)

区 分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面 積	19,145	35,816	54,961

イ 森林と人との共生林における管理経営に関する事項

森林と人との共生林においては、貴重な生態系の維持又は国民と森林とのふれあいの場としての利用等に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれの重視すべき機能の維持増進を図るため、保護林の保全・管理等に努めるほか、景観、風致等に優れた森林の維持・造成に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

森林と人との共生林については、次のとおり自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では森林と人との共生林 90,131ha（自然維持タイプ 86,542ha、森林空間利用タイプ 3,589ha）としていたが、今回の計画では下表のとおりとしている。これは、国土交通省へ砂防えん堤用地として所管換した結果である。管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

① 自然維持タイプ

自然維持タイプについては、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生

息・生育に資するために必要な管理経営を行うものとする。

なお、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林に設定する。なお、現状の登山道については、周辺の植生に影響を及ぼさないよう適切な維持・管理及び利用を促進する。

② 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプについては、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進める。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。

森林と人との共生林

(単位：ha)

区分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
		うち、保護林		うち、レクリエーションの森	
面積	86,533	39,687	3,588	3,086	90,121

ウ 資源の循環利用林における管理経営に関する事項

資源の循環利用林については、林業等の生産活動の場の提供に係る機能を発揮させるべき国有林野について、森林の健全性を維持し、公益的機能の発揮に留意しつつ、環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産、多様化する木材需要に応じた林木の育成に努め、木材資源の充実等を図る。

また、前計画では資源の循環利用林 1,008ha としていたが、今回の計画では下表のとおりとしている。これは、資源の循環利用林に区分していた分収林の契約期間が満了した箇所について、森林の有する機能を再評価した結果、水土保持林に区分の見直しを行ったものである。管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

資源の循環利用林の面積

(単位：ha)

区分	林業生産活動の対象	その他産業活動の対象	計
面積	795	172	967

が、それぞれ形成されるなど変化に富んでいる。

また、イヌワシやクマタカ、ツキノワグマなどの生態系の頂点にたつ野生生物が生息しているなど森林生態系としてきわめて貴重な森林について、「朝日山地森林生態系保護地域」に設定し維持・保存するほか、三面川支流の猿田川に建設された猿田ダム上流部のブナ林を「朝日村郷土の森」に設定し、森林環境教育の場や市民の森林として親しまれている。

さらに、急峻な山岳地帯、深い V 字谷、起伏の緩い主稜線等独特の景観と原生的な自然が広がっていることから、磐梯朝日国立公園や県自然環境保全地域、県立自然公園等にも指定されており、主として森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持・保全を重視した管理経営を行うこととする。

② 本地区の北部にある旧山北町を中心とする岩船地区の民有林は、古くから林業が盛んで生育良好なスギ人工林が多い。また、国有林野も同様にスギ人工林が多いが、稲作中心の下流域の水源として重要であることから、主として水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

③ 荒川中流部の地区では、昭和42年8月の羽越災害で大きな被害が発生した地域でもあり、土砂流出防備保安林に指定し、森林の適切な管理と併せて治山事業による山地災害防止措置等を行っている。このため、主として水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

④ 西部の海岸林*は、アカマツ、クロマツの天然生林とそれらを補完する人工林で、保健保安林及び防風保安林に指定されているほか「瀬波いこいの森」「お幕場いこいの森」として、それぞれ自然観察教育林に設定し、市民のいこいの場として利用されているため、主として森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、森林の保健文化機能を重視した管理経営を行うこととする。

なお、松くい虫による被害は小康状態にあるものの、被害拡大未然防止のため、今後も薬剤散布等を継続して行う必要がある。

*【海岸林】

日本の海岸林は、白砂青松という言葉に表されるようにマツ林特にクロマツ林に代表されるものが多くあります。

イ 胎内川・加治川地区（下越森林管理署：1林班～121林班）

本地区は、当計画区の中央部に位置し、飯豊連峰に源を発する胎内川、加治川等が西流し日本海に注いでいる。

- ① 飯豊連峰周辺の地区は、急峻な山岳と緩やかな稜線で形成され、山地帯にはブナを主体とする天然生林が、稜線部は高山植物のお花畑が広がっており、「飯豊山周辺森林生態系保護地域」に設定し、原生的な自然環境の維持・保存を図ることとしている。また、俎倉山の「赤谷天スギ」加治川流域の「加治川ブナ・ユキツバキ」を植物群落保護林として、「胎内山ミズナラ」「赤谷山天然スギ」を林木遺伝資源保存林として設定しているほか、これらの原生的な自然と山岳景観を併せ持つ地域が「磐梯朝日国立公園」に指定されていることから、この一帯を、主として森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持・保全を重視した管理経営を行うこととする。
- ② 胎内川の中流部地区の国有林野は、昭和42年8月の羽越災害で大きな被害が発生した地域でもあり、土砂流出防備保安林に指定し、森林の適正な管理と併せて治山事業による山地災害防止措置等を行っている。このため、主として水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。
- ③ 北部の櫛形山脈の国有林野は、スギ人工林が多いが、下流には水田が発達しており、水源林として重要なことから、主として水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林に指定されている区域及び土砂流出の危険性が高い区域を水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。
- ④ 南部の五頭山周辺の国有林野は、コナラ、アカマツ等の天然生林が主体であり、周辺一帯は「五頭連峰県立自然公園」に指定されており、国有林野については「五頭自然休養林」に設定し、新潟市からも比較的近くハイキング等気軽に森林や自然の中に入り込める場所として市民に親しまれている。このため、主として森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、森林の保健文化機能を重視した管理経営を行うこととする。

ウ 阿賀野川地区（下越森林管理署：201～315林班、320～325林班）

本地区は、北は飯豊山から大日岳、五頭山に達する稜線を通り、南は中の又山から後白山に至る稜線、東は福島県境までの地域で、中央部には福島県会津地方に源を発する阿賀野川が西流し実川、早出川、中の沢川、新谷川等の支流と合流し日本海に注いでいる。

- ① 実川流域は、深く刻まれた V 字谷や起伏の緩やかな草原状の稜線など魅力的な地形が顕著に見られ、「磐梯朝日国立公園」に指定されている。また、胎内川・加治川地区から連続し、原始的な天然林が広範囲に分布していることから、「飯豊山周辺森林生態系保護地域」に設定している。このため、主として森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持・保全を重視した管理経営を行うこととする。
- ② 越後山脈に属する御神楽岳、本名御神楽岳、笠倉山及び日尊の倉山周辺の国有林野は、ブナ、トチノキ、天然スギ等日本海側の多雪地帯を代表する自然豊かな森林が存在しており「越後山脈森林生物遺伝資源保存林」に設定し、森林生物遺伝資源の保存を目的に管理している。また、この地区には北限のコウヤマキ自生地である「目指岳コウヤマキ」や「大久蔵トチノキ」を林木遺伝資源保存林に設定している。このため、主として森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持・保全を重視した管理経営を行うこととする。
- ③ 早出川流域の国有林野は、急峻な地形に伴う雪崩等の影響により基岩が露出した岩石地や豪雪地特有の雪崩植生地が多くあることから、主として森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持・保全を重視した管理経営を行うこととする。
- ④ 菅名岳周辺の国有林野は、市民のいこいの森として利用するため「菅名岳郷土の森」を設定していることから、主として森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持・保全を重視した管理経営を行うこととする。

- ⑤ 中の沢川、新谷川流域の国有林野は、スギ人工林が面的広がりを持って造成されているが、下流地域の水道水源として重要なことから、水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、主として水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

3 流域管理システムの推進に必要な事項

当流域は、県の北東部に位置し、県下の素材生産の7割強を占める木材生産地で、県内で林業が最も盛んな地域である。

このような中で国有林野の管理経営に当たっては、流域を単位として民有林・国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの的確な把握、林業事業体の育成、下流域との連携等について取り組んでいくことが必要である。

これまでも国有林として、越後杉ブランド材の普及促進、木材の安定供給、間伐材の利用促進、低コスト路網検討会、体験林業、森林環境教育の実施等に取り組んできたところである。

さらに、流域管理システムの推進に向けて、引続き国有林野事業流域管理推進アクションプログラムの実施等により先導的・積極的に取り組むこととする。

(1) 流域ニーズの的確な把握

下越流域林業活性化センター、林業関係機関・団体等との連携を深め、越後杉ブランド材の普及促進、木材の安定供給、間伐材の利用促進、森林施業の効率化・低コスト化等の課題や要請を的確に把握するとともに、国有林野事業の情報を積極的に発信し、流域の特色ある事業運営の推進に取り組むこととする。

(2) 国有林野の情報、技術及びフィールドの提供等

「景観を配慮した複層伐モデル林」は、景観を損なわないことを前提に、施業の効率性を考慮した森林育成複層林施業の森林であり、国有林野における管理経営や技術について現地を通じて国民にわかりやすく提示するとともに、ホームページに掲載し情報提供する。

また、「サケの森づくり」として、一般ボランティア等における植樹、緑の少年団を対象に森林教室等を通して、森林・林業に関する情報提供や国有林のPRに努めることとする。

(3) 民有林・国有林一体となった取組

間伐の推進については、森林吸収源対策の観点からも間伐の促進及び効率的な森林整備を図るため、民有林と連携して森林整備等の推進に努めることとする。

(4) 下流域との連携について

教育機関と連携し、小・中学生に森林環境教育、高校生には体験林業活動の開催など、森林とのふれあいの場の提供を通じ、森林の働き、林業の役割等のわかりやすく提供することとする。

4 主要事業の実施に関する事項

当計画期間における伐採、更新、林道の計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業者等に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業者の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

(1) 伐採総量* (単位：m³)

区分	主伐	間伐	計
計	17,488	(4,410) 312,650	《16,400》 346,538

注) ()は、間伐面積(ha)
計欄の《 》は、臨時伐採量* ()内書

(2) 更新総量 (単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計
計	56.43	51.78	108.21

(3) 保育総量 (単位：ha)

区分	下刈	つる切	除伐
計	397.02	106.66	254.57

(4) 林道の開設及び改良の総量

区分	開設		改良	
	路線数	延長量(m)	路線数	延長量(m)
計	6	9,300	77	13,020

*【伐採総量】

国有林の地域別の森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、5年分について計上します。

*【臨時伐採量】

国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる数量で見込み数量を計上しています。

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区は、融雪後から新緑期にかけて林内が乾燥する時期に、山菜取りやハイカー等の入山者が多くなり、山火事発生危険が増大する。また、寡雪地域から多雪地域までの範囲が広くその期間は長いため、特に注意が必要である。さらに、近年、廃棄物の不法投棄が増大しているため、早期発見や未然防止が必要である。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全管理するため、国有林野保護監視員、市町村、地元消防団及び地元住民等と連携を密にして、森林保全巡視を強化し、山火事の防止、廃棄物等の不法投棄の防止、貴重な動植物の保護等、森林保全管理に努めることとする。

(2) 境界の保全管理

国有林野の境界は、海岸地域、中山間部及び奥地山岳地帯まで位置し、その延長は長大である。また、複雑で急峻な地形と軟弱な地盤、多雪、雪崩等の影響も加わり、境界標識が亡失する恐れの高い地域であることから、今後とも境界の保全管理を適切に実施することとする。

(3) 入林マナーの普及・啓発

当計画区は、山岳、峡谷、豊かな森林等優れた自然景観に恵まれており、近年の登山、トレッキングブームや森林との積極的なふれあい志向を背景に、入林者は年々増加傾向にある。それに伴いゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が問題となっている。これらに対しては、ゴミの持ち帰りをはじめ自然を守ろうとする意識を持つことが解決策の一つと考えられることから、国有林野保護監視員や地元自治体、観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。

2 森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項

松くい虫被害は、小康状態にあるものの夏期の高温小雨といった気象条件等により被害が激化することもある。松くい虫被害対策は、民有林との連携を図りつつ、薬剤散布等の防除措置を講ずるとともに、被害木は伐倒駆除により処理することとする。

特に、海岸線の松林は、防風・飛砂防備・保健の各保安林^{*}に指定されているほか、自然観察教育林にも設定していることから、重点的に被害防止に努めることとするが、近隣の住宅地や自然環

^{*}【防風保安林】

林木の樹幹及び枝葉をもって障壁を形成し、風速を緩和して風害を防止します。

^{*}【飛砂防備保安林】

林木の樹冠をもって海岸の砂地を被覆することにより飛砂の発生を防止します。

^{*}【保健保安林】

森林による気象条件の緩和、塵埃、煤煙等の濾過作用等及び市民のレクリエーション等の保健、休養の場として、生理的、心理的効果により公衆の保健、衛生に役立ちます。

境への影響にも配慮しながら、適切に実施することとする。

3 特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林

保護林は、動植物の生息又は生育状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定することとしており、当計画区では、14箇所、40千haヘクタールを保護林に設定している。

これらについて、保護林の評価基準を設け統一した調査項目を設定し、モニタリング調査を開始したところである。今後は、調査結果の蓄積及び分析を行い、必ずしも自然の推移に委ねるだけでなく、必要に応じて人為を加え、保護林本来の設定目的に沿った森林として維持・管理することとする。なお、人為を加える場合は、学識経験者や専門家の意見を聴いて行うものとする。

保護林の取り扱いについては、前述の森林と人との共生林の自然維持タイプによるほか、保護林の種類別に次によることを基本とする。なお、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為、その他法令等の規定に基づいて行うべき行為はこれにかかわらず行うことができるものとする。

また、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所については、標識の設置、歩道の整備等に努め、立入を可能とする区域においては学習の場等として多くの国民が利用できるよう努める。

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
森林生態系保護地域	2	37,006
森林生物遺伝資源保存林	1	2,009
林木遺伝資源保存林	6	36
植物群落保護林	3	223
郷土の森	2	414
計	14	39,687

ア 森林生態系保護地域

原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業管理技術の発展、学術研究等に資する。

原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとし、各

々の保護地域の計画に従って適切に取り扱うものとする。

イ 森林生物遺伝資源保存林

森林と一体となって自然生態系を構成する生物の遺伝資源を自然生態系内に広範に保存する。

原則として自然の推移に委ねるものとし、保存林の計画に従って適切に取り扱い得ものとする。ただし、保存林の機能の維持確保を図る観点からの森林施業及び病虫獣害対策等は専門家等の指導を受けた上で実施できるものとする。

ウ 林木遺伝資源保存林

主として林木の遺伝資源を自然生態系内に広範に保存する。

- ① 原則として伐採は行わない。ただし、保存対象樹種の恒久的な存続を図るために必要な場合に限り、枯損木又は被害木の除去を中心とした弱度の伐採を行うことができるものとする。
- ② 更新は、原則として天然更新によるものとし、保存対象樹種の特性を勘案し、必要最小限の更新補助作業を行う。なお、植え込み等を行う場合は、保存対象樹種と同一の遺伝形質を有するものを使用する。

エ 植物群落保護林

我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究に資する。

- ① 原則として伐採を行わないものとするが、遷移の途中相にある植物群落の維持のために必要な場合等その保護対象の維持に必要な場合は、下刈、つる切、除伐等の保育を行う。
- ② 伐採及び搬出に当たっては、保護の対象とする植物を損傷しないよう、特に留意する。
- ③ 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要な効果的であると認められるときは、まき付け、植え込み、刈り出し、除伐等を行う。

オ 郷土の森

地域における象徴としての意義を有する等により、森林の現状の維持について地元市町村の強い要請がある森林を保護し併せて地域の振興に資する。

また、郷土の森ごとに定める保護、管理及び利用に関する計

画に基づき、「郷土の森保存協定」に従って市町村長の協力を得つつ実施する。

(2) 緑の回廊

当計画区ではツキノワグマを始めとし多種類の野生動物、立地条件に応じた多様な植物群落が生息・生育していることから野生動物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流を促すことが適当な国有林野において、より広範で効果的な森林生態系の保護・保全を推進するため、既存の保護林をそれぞれ連結する「緑の回廊」を設定することとし、具体的には次のとおりとする。

ア 「利根川源流部・燧ヶ岳周辺森林生態系保護地域」と「越後山脈森林生物遺伝資源保存林」、「奥会津森林生態系保護地域」等を結ぶ、越後山脈沿いの森林約 20.5km を「緑の回廊越後線」として設定（全長約 76km のうち約 56km は中越森林計画区内である。）する。

本回廊の取扱いについては、本計画に定めるもののほか、緑の回廊越後線について定めた「緑の回廊設定方針」に基づくものとする。

イ 「朝日山地森林生態系保護地域」と「飯豊山周辺森林生態系保護地域」を結ぶ森林約 46km を「鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊」として設定。なお、本緑の回廊は、東北森林管理局管内～下越森林計画課区～会津森林計画課区（会津山地緑の回廊）～阿武隈川森林計画区を経て再度東北森林管理局管内の「奥羽山脈緑の回廊」へと連結している。

本回廊の取扱いについては、本計画に定めるもののほか、「鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊設定方針」に基づくものとする。

ウ これらの緑の回廊においては、看板の設置やパンフレットの配布、森林環境教育の場としての活用を図る等、緑の回廊に対する国民の理解を深めるための取組を推進するとともに、モニタリング調査を実施し緑の回廊の維持管理に適切に反映させることとする。

当計画区に設定する緑の回廊は、越後山脈沿い及び山形県境沿いの天然生林の多い地域であり、主に主稜線に設定していることから、人為の影響がほとんど無いため、引き続き現状が維持できるよう管理することとする。

名 称	延 長 (km)	面 積 (ha)
緑の回廊越後線	21	3,476
鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊	46	6,698
計	67	10,174

4 その他必要な事項

(1) ツキノワグマによる剥皮（樹皮剥ぎ）に関する事項

近年、阿賀町から新発田市にかけてのスギ人工林において、ツキノワグマによる剥皮が発生している。

剥皮が幹の全周に及ばない場合は、枯死に至らず、一見健全な森林に見えるため、クマ剥ぎの拡大状況を的確に把握することが難しく、クマ剥ぎが発生する条件や剥皮防止に関する知見の集積は十分でない。

当面は、巡視等によりクマ剥ぎ状況の把握に努め、クマ剥ぎによるスギの枯死が面的に広がり公益的機能の低下のおそれのある箇所等について重点に防除対策を行うこととする。

(2) その他

希少種の保護や移入種の侵入防止の取組については、関係機関、地域住民、ボランティア、NPO 等とも連携を図りながら行うこととする。

Ⅲ 林産物の供給に関する事項

1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区は、奥地にはブナ、ミズナラ等を主体とする天然生林が広く分布しているが、林道*等路網の整備に伴い人工林の造成も行ってきた。その人工林率は 13 %となっており、このうち約 6 割が間伐適期の林分となっている。天然生林にあつては、かつてブナ等の大径木の生産が行われ、貴重な広葉樹の供給など重要な役割を果たしてきた。

当面は、人工林の間伐適期林分や長伐期化に向けた高齢級林分の間伐や分収林契約に基づく森林の主伐が主体となるが、これらを計画的に進め効率的に搬出することとする。

また、木材の価格安定を図るため素材の需給動向を把握し国有林材の計画的な供給に努めることとする。

2 その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山、林道工事において間伐材の利用を積極的に推進する。

また、地方公共団体等関係機関との間で間伐材等木材需給についての情報交換を通じ、河川、砂防工事、その他の公共事業等多様な分野への間伐材の利用促進を図るものとする。

*【林道】

木材を主とする林産物の搬出、林業経営に必要な資材の運搬、森林の保護管理、巡視等に使用する森林内を通る道路です。

IV 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

当計画区は、朝日連峰や飯豊連峰、五頭連峰等の山岳地帯と瀬波温泉、笹川流れ等の海岸線、阿賀野川ライン等変化に富んだ観光資源に恵まれており、国有林野の多くがこれらと一体となった地域に分布している。

上越新幹線、北陸自動車道の整備を機に、国有林野内にスキー場等の整備が進み、野外スポーツ、保健休養の場として多くの人々に利用され、地域の産業、経済に大きく貢献してきたところである。現在は、磐越自動車道の開通や日本海東北自動車道の整備が進められ、更にこれらの施設の利用の増大が期待されている。

このため、引き続き豊かな自然環境との共存を図りつつ、市民のいこいの場として利用されてきた「瀬波いこいの森」「お幕場いこいの森」などレクリエーションの森の利用を推進することとする。

「五頭自然休養林」は、都市近郊にあり市民が気軽に森林や自然とふれあえる拠点として親しまれている。このため地方公共団体等と連携し、安全性の高い施設整備、森林景観整備等に努め、看板類の整備、リーフレットの配布等各種情報手段の活用を通じ情報提供に努めることとする。

また、度重なる水害や山地災害に見舞われた過去の経緯から砂防事業等が国有林野内においても進められているほか、道路、水道施設、電気事業施設等公共、公益事業等に対して適切に応えることとする。

なお、国有林野の活用に当たっては、国土の保全、自然環境の保全等公益的機能との調和を図るものとする。

2 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- (1) 建物、水路等一売払い等
- (2) きのこ、山菜等の産物採取一共用林野*契約等
- (3) 国民参加の森（法人の森）、森林環境教育の森（学校林）等一分収造林契約等
- (4) ダム、公園、道路、電気事業施設等公共用、地域産業の振興一貸付、売払等
- (5) スキー場等レクリエーション利用一使用許可等

*【共用林野】

国との契約によって地元住民が共同して国有林野を利用すること。利用の形態によって、普通共用林野、薪炭共用林野、放牧共用林野があります。

3 その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、当該地域の市町村等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を図るものとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売却情報公開窓口及びインターネットによる情報の提供と需要の掘り起こしに努める。

V 国民参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術援助、情報の提供などを通じ、国有林野を身近なものとして受け入れられるよう努めるものとする。

- (1) 「ふれあいの森」設定箇所は、胎内市では檜形山脈の「^{とちだいら}椽平桜の森風致探勝林」内に「椽平さくらの里」、村上市では瀬波温泉地区の「瀬波いこいの森自然観察教育林」内に「瀬波夕日の森」との親しみのある名称を付けて、ボランティア団体等国民参加による自主的な森林整備活動を展開していることから、これらの活動を支援し、各種情報の提供を行うなど利便を図るものとする。

名 称	面 積 (ha)	所 在 市町村	位置 (林小班)
ふれあいの森	7.3	胎内市	18 つ～み
	7.6	村上市	1236 い～や

- (2) 鮭が遡上することで有名な三面川の上流に広がるブナ林282haでは、「ボランティアの森」を設定し、地元市町村、漁協等を中心とした広範な団体で構成する「さけの森林づくり協議会」による、森林整備活動として、ササに覆われたブナなど広葉樹稚樹の刈り出しや保育作業、歩道整備等を実施している。

2 分収林に関する事項

分収林制度*を活用した森林整備への国民参加を推進することとし、特に、上下流の相互理解に基づく森林整備や企業等による社会貢献活動としての森林整備等の促進に努める。

3 その他必要な事項

(1) 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとする。

*【分収林制度】

国有林野事業における分収林は、国有林内に契約の相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度です。

また、森林管理署等主催による児童、生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組にも努めるものとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めるものとする。

(2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO 等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとする。

VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

(1) 林業技術の開発

森林管理署等に設定されている各種試験地等における技術開発に取り組むこととする。

また、民有林関係者との技術交流の一環として、林業普及指導員等との連携を深めながら、林業技術の向上に取り組むこととする。

(2) 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、国有林内での活用を図るとともに、施業指標林*、各種試験地等の展示等を通じて地域の森林・林業関係者等への普及を図ることとする。

具体的には、林業技術の普及の一環として、国有林野内で推進している簡易で壊れにくい作業路の作設方法について、先進的に取り組みを進めている地域から講師を招き、地元林業関係者等と合同で現地講習会を開催するなど、積極的な普及活動に取り組んできたところであり、今後も地域の要望に応じていくこととする。

また、五頭自然休養林に通じる県道沿いに「美しい森林づくり」の推進事例として、複層林施業（帯状伐採・下木植栽）実施箇所を「景観に配慮した複層伐のモデル林」として展示し、広くその普及に努めているところである。

これら林業技術の指導・普及と併せて、森林管理署等において、木と緑に関する国民からの問い合わせに応じることとする。

2 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、そのために必要な国土の保全を図ることはもとより、国有林野内の森林の有効活用や未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、自治体等からの相談受付体制の充実、自治体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

3 その他必要な事項

特になし

*【施業指標林】

積極的に推進すべき施業や新たに開発された技術を取りいれている林分で、施業の推進や技術の普及を図るための指標としている林分。